

保護司募集のお知らせ

法務省 仙台保護観察所では、「保護司」になっていただける方を募集しています。

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

詳しい就任要件、業務内容等については、別添保護司リーフレットを御覧ください。御不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

【補足説明】

- ・ 保護司への委嘱は法務大臣が行いますが、職務の特性上、保護司適任者は、有識者で構成された保護司選考会の審査を経て、最終決定されます。就任のお申し出いただいた後に保護区保護司会長との面談や、選考会審査があることを御承知おきください。
- ・ 保護司はお住いの場所の保護区(県内17保護区)に配属され保護区内の保護観察事件等の処遇活動や、保護区に組織されている保護司会に入会し、保護司会活動計画に沿って地域活動(主に犯罪予防活動)を行います。なお、保護司会には会費を納める必要があります。
- ・ 御自宅での面接が難しい場合には公共施設(更生保護サポートセンターや公民館等)で実施することも可能です。

【お問い合わせ先】

〒980-0812 仙台市青葉区片平1-3-1 仙台北法務総合庁舎3階
仙台保護観察所 企画調整課 担当 企画調整課長 畠山
TEL:022-221-1451 (内線3301)
FAX:022-216-4159

保護司以外の更生保護関係者は

更生保護施設: 犯罪をした人で帰るところがない人などに居場所を提供して立ち直りを支援する施設です。全国に100を超える施設があります。

更生保護女性会: 女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動、子育て支援など様々な活動を行っています。全国に約13万人の会員がいます。

BBS会: 子ども・若者の兄や姉のような存在として、共に悩み、共に学び、共に楽しむボランティア活動を行っています。全国に約4,400人の会員がいます。

協力雇用主: 犯罪や非行をした人を雇用し、自立を支援している事業者です。全国に約25,000の事業所があります。

一口メモ

更生保護: 犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないよう、地域社会の中でその立ち直りを指導・支援するとともに、犯罪や非行のない安全・安心な社会をつくるための啓発を行う活動です。更生保護の基本法として「更生保護法」があります。

保護観察: 仮釈放などになった人たちを地域社会において処遇するもので、更生保護の中心となっています。保護観察官と保護司が協働して行っています。

保護観察官: 保護観察などの実施に当たる専門職の国家公務員で、保護観察所や地方更生保護委員会に配置されています。

保護司についての連絡先

(保護観察所電話番号)

北海道地方

札幌	幌	011-261-9225	旭川	0166-51-9376
函館	館	0138-26-0431	釧路	0154-23-3200

東北地方

青森	森	017-776-6419	秋田	018-862-3903
盛岡	岡	019-624-3395	山形	023-631-2277
仙台	台	022-221-1451	福島	024-534-2246

関東地方

水戸	戸	029-221-3970	横浜	045-201-3006
宇都宮	宮	028-621-2391	新潟	025-222-1531
前橋	橋	027-237-5010	甲府	055-235-7144
さいたま	ま	048-861-8287	長野	026-234-1993
千葉	葉	043-204-7795	静岡	054-253-0191
東京	京	03-3597-0120		
立川支部		042-521-4231		

中部地方

富山	山	076-421-5620	岐阜	058-265-2651
金沢	沢	076-261-0058	名古屋	052-951-2949
福井	井	0776-22-2858	津	059-227-6671

近畿地方

大津	津	077-524-6683	神戸	078-351-4005
京都	都	075-441-5141	奈良	0742-23-4869
大阪	阪	06-6949-6240	和歌山	073-436-2501
堺支部		072-221-0037		

中国地方

鳥取	取	0857-22-3518	広島	082-221-4495
松江	江	0852-21-3767	山口	083-922-1327
岡山	山	086-224-5661		

四国地方

徳島	島	088-622-4359	松山	089-941-9983
高松	松	087-822-5445	高知	088-873-5118

九州地方

福岡	岡	092-761-6736	大分	097-532-2053
北九州支部		093-561-6340	宮崎	0985-24-4345
佐賀	賀	0952-24-4291	鹿児島	099-226-1556
長崎	崎	095-822-5175	那覇	098-853-2946
熊本	本	096-366-8080		

保護観察所所在地 (法務省保護局ホームページ)
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html



全国保護司連盟ホームページ
<https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/index.html>



保護司



人はみな、
生かされて
生きてゆく。

生 犯罪や非行のない
安全・安心な
地域社会をめざして

全国保護司連盟

保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

保護司のことを定める法律に「保護司法」があり、全国の保護司の定数は52,500人と定められています。

保護司になるには

条件:①社会的信望

②熱意と活動のための時間的余裕

③生活の安定

④原則66歳以下の年齢(最初の委嘱時)
などが条件になっています。

農林漁業や商業に従事していらっしゃる方、会社や団体の役員、社員、公務員、宗教家、主婦の方など、様々な人が保護司として活動しています。

任期:ご本人の希望に応じて78歳になる前日まで再任が可能です。(ただし、78歳に達した日以降は、保護司活動に制限があります。)



保護司になったら

保護司は、住居地を管轄する保護観察所(全国50か所にあります)に配属され、地域の保護司組織(保護司会)に所属します。

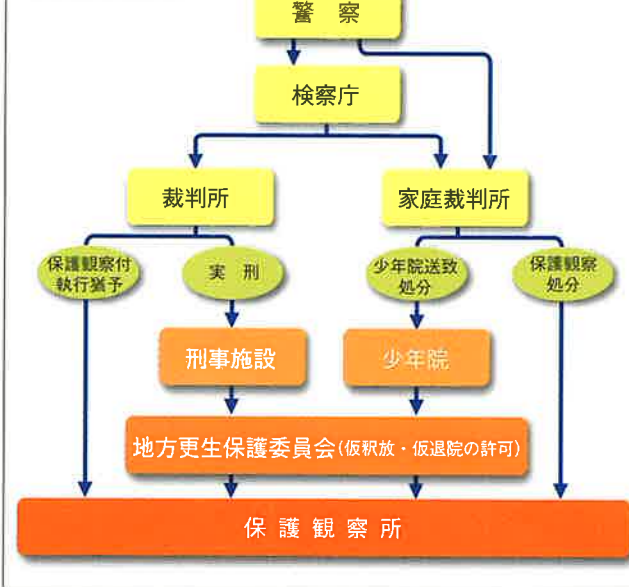
なお、保護司の組織は、保護観察所、地方更生保護委員会(全国8か所)及び全国を単位としても組織されています。

保護司の具体的な仕事は

- ①保護観察になった人への助言や指導
- ②刑務所や少年院など(矯正施設)に入っている人の出所後の生活環境の調整
- ③地域での犯罪予防のための啓発・宣伝活動
- ④その他犯罪の予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力など

このうち①と②は保護観察所の依頼を受けて行い、③と④は地域の保護司会の一員として他の保護司と共同で行います。

保護観察の流れ



保護司に対する研修や指導は

保護司としての経験年数などに応じて、保護観察所が各種の研修を行います。また、保護司会でも自主的に研修を行っています。

保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察所の保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。多様な経験を持つ先輩保護司の助言や意見を聞くことも大変有意義です。

なお、「更生保護サポートセンター」が全国の保護司会に整備され、ここを拠点に保護司同士の研修や相談・助言など、様々な活動が行われています。

保護司の身分などは

身分は、非常勤の国家公務員とされています。

ボランティアということで給与は支給されませんが、活動に要した経費については、一定の基準により、実費弁償金が国から支給されます。

保護司としての活動中に怪我などしたときは、国家公務員として公務災害の補償が受けられます。

功績のある保護司に対する各種表彰制度(叙勲、藍綬褒章、大臣表彰など)があります。



更生保護とは

- 犯罪や非行をした人が刑務所や少年院を出ると、通常の社会生活を営んでいくこととなりますが、**再び犯罪や非行（再犯）**をしてしまうことも少なくありません。
- 近年では、犯罪をして検挙された者のうち、約5割が再犯者であり、**「再犯防止」**が政府の重要な課題となっています。
- 再犯防止のためには、犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、**安全・安心な地域社会を作る「更生保護」**の取組が重要です。
- 更生保護のための国の制度として**「保護観察」**があります。
保護観察では、国家公務員である「保護観察官」と**地域のボランティアである「保護司」**が協働し、犯罪・非行をした人の生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行っています。



保護司とは

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施。
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動（通信費や交通費など、職務に要した費用の全部又は一部を保護司実費弁償金として支給されます。）。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

■ 犯罪予防活動

- 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動。
- 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている。

保護司制度の現状と課題

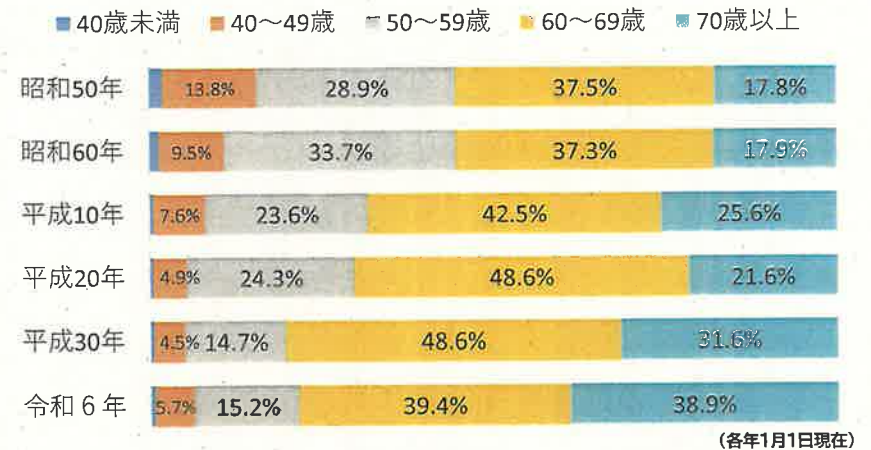
- 保護司の確保が年々困難になっており、**減少傾向・高齢化**に歯止めがかかっておらず、**持続可能な保護司制度の確立が課題**。

保護司数の推移



長く減少傾向にある

保護司年齢別構成の推移



70歳代の割合が増加している

事業者の皆さまへのお願い

- 保護司の高齢化や定年年齢の上昇を受けて、**働いている現役世代の方々**にもより一層、保護司として活躍いただきたい。
→ 現役世代の方々が働きながら安心して保護司活動に参画できるよう、例えば以下のことについて、**事業活動に支障のない範囲で、御配慮いただきますようお願いいたします。**

- ・ **ボランティア休暇等**の制度が社内にある場合は、保護司活動への適用を検討いただきたいこと。
- ・ 保護司になりたい旨の申出が従業員からあった場合は、柔軟に**兼業の許可**を検討いただきたいこと。
- ・ 保護司としての活動を社内で表彰したり、保護司活動を含むボランティア活動を従業員に推奨するなど、**保護司の社会的評価の向上や担い手の確保**に協力いただきたいこと。
- ・ 保護司であることや保護司活動のために休暇を取得したことなどにより、**不利益な取り扱いをしない**よう配慮いただきたいこと。